

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京 都 労 働 局 発 表
令和8年9月18日（金）
午前10時00分 解禁

担
当

労働基準部 賃金室

室 長 おみ 伸雄

賃金指導官 西川 竜行

電話 075-241-3215

新しい京都府最低賃金 1,180 円は令和 8 年 11 月 16 日に発効します**— 中小企業、小規模事業者の皆様を支援します —****1 新しい京都府最低賃金について**

京都労働局（局長 伊勢 久忠）は、本日（9月18日）、現行の京都府最低賃金（時間額 1,122 円）を 58 円引上げ、時間額 1,180 円とする改正を官報公示しました。

改正後の京都府最低賃金は、令和 8 年 11 月 16 日から発効し、府内のすべての事業場で働く労働者に適用されます。

2 賃金引上げに向けた支援策について【中小企業・小規模事業者向け】**（1）賃金引き上げ特設ページ**

厚生労働省では、「賃金引き上げ特設ページ」を開設し、賃上げに取り組む企業を支援しています。

特設ページでは、

- ①賃金引上げを実施した企業の取り組み事例の紹介
- ②各地域における平均的な賃金額を確認できる検索機能
- ③業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの支援制度を紹介しています。

賃上げの進め方や活用できる支援制度を知りたい事業主の皆様は、是非ご覧ください。

**（2）京都働き方改革推進支援センター**

「賃上げに取り組みたいが、何から始めればよいかわからない」

このような中小企業・小規模事業者の皆様を支援するため、京都働き方改革推進支援センターでは無料相談を実施しています。

相談内容の例

- ①労働時間の見直し
- ②生産性向上による賃上げ
- ③非正規雇用労働者の待遇改善
- ④助成金の活用方法
- ⑤働き方改革全般

専門家が課題解決に向けてサポートします。

別紙

京都府最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)
平成 25 年度	773	14	1.84
平成 26 年度	789	16	2.07
平成 27 年度	807	18	2.28
平成 28 年度	831	24	2.97
平成 29 年度	856	25	3.01
平成 30 年度	882	26	3.04
令和元年度	909	27	3.06
令和 2 年度	909	0	0.00
令和 3 年度	937	28	3.08
令和 4 年度	968	31	3.31
令和 5 年度	1,008	40	4.13
令和 6 年度	1,058	50	4.96
令和 7 年度	1,122	64	6.05
令和 8 年度	1,180	58	5.17



必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

京都府最低賃金は **令和8年11月16日** から

時
間
額

1,180

58円
UP ↑

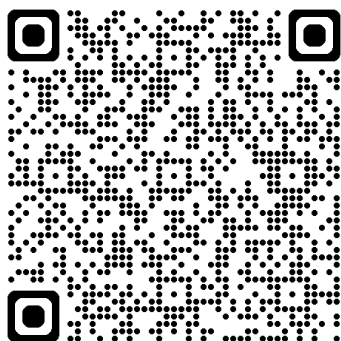
円

最低賃金制度とは？

- ・ 京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、セーフティネットとして、京都府内のすべての使用者及び労働者に適用されます。
- ・ パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。
- ・ なお、特定の産業については、京都府最低賃金より高い金額で、特定（産業別）最低賃金が定められている場合がありますので、京都労働局ホームページをご確認下さい。

賃金を引き上げるための支援策はあるの？

- ・ 厚生労働省等では、賃金引上げを支援するための制度をご用意しております。
- ・ 支援制度の一覧を京都労働局ホームページに掲載しておりますので二次元バーコードからご覧ください。



- 賃金引き上げ特設ページについて
- 業務改善助成金について
- キャリアアップ助成金について
- 年収の壁・支援強化パッケージについて
- 京都働き方改革推進支援センターについて
- その他各種支援について

裏面もあります▶

最低賃金との比較方法

労働者の1時間単位の賃金額を、最低賃金額と比較します。

① 時間給制の場合 ➡ $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額}$

② 日給制の場合 ➡ $\text{日給額} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$

(補足) 日給制で日によって所定労働時間数が異なる場合、「日給額÷1週間における1日平均所定労働時間数」で計算された数字を1日の所定労働時間とします。

③ 月給制の場合 ➡ $\text{月給額} \div \text{1か月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$

【例：年間所定労働日数 252日、所定労働時間 1日8時間、月給195,000円の方の場合】

- ・年平均1か月所定時間数は168時間(計算方法：8時間×252日÷12)となります。
- ・③の式へ当てはめると、時間単位の賃金は、
「月給額195,000円÷1か月平均所定労働時間168時間 = **1,160.71…円**」となります。
したがってこの場合は、京都府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反しています。

④ 出来高払制その他の請負制（歩合制等）によって、定められた賃金の場合



$\text{出来高払制その他の請負制に} \div \text{当該賃金計算期間に出来高払制その他の} \geq \text{最低賃金額}$
 $\text{よって計算された賃金の総額} \div \text{請負制によって労働した総労働時間数}$

最低賃金から除外される賃金

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・休日及び深夜手当（深夜割増賃金など）
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

【最低賃金制度に関するお問い合わせ】

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
京都労働局 労働基準部 賃金室 TEL 075-241-3215

※最低賃金に関する労働相談につきましては事業所を管轄する監督署がお問い合わせ先となります。

京都上 労働基準監督署	TEL 075-462-5112
京都下 労働基準監督署	TEL 075-254-3196
京都南 労働基準監督署	TEL 075-601-8322
福知山 労働基準監督署	TEL 0773-22-2181
舞鶴 労働基準監督署	TEL 0773-75-0680
丹後 労働基準監督署	TEL 0772-62-1214
園部 労働基準監督署	TEL 0771-62-0567



最低賃金制度のマスコット

チェックマン